

排水設備指定工事店指定登録等申請の手引書

－第 10 版－

令和 7 年 4 月

春日井市上下水道部上下水道業務課

目 次

1 排水設備指定工事店	- 1 -
(1) 申請から指定までの流れ	- 1 -
(2) 申請の受付	- 2 -
(3) 指定の注意点(規程第3条関係)	- 2 -
(4) 指定工事店更新の注意事項	- 2 -
(5) 指定工事店証(規程第5条関係)	- 2 -
(6) 指定申請の方法・添付書類	- 3 -
(7) 商号等の変更(規程第9条関係)	- 4 -
(8) 届出義務(規程第9条関係)	- 5 -
(9) 排水設備指定工事店の責務及び遵守事項(規程第8条関係)	- 5 -
(10) 指定の取消等(規程第10条関係)	- 5 -
2 申請書の提出先等	- 6 -
(1) 提出先・問い合わせ	- 6 -
(2) 申請書の配布	- 6 -
3 排水設備工事責任技術者について	- 6 -
(1) 排水設備工事責任技術者の登録	- 6 -
(2) 排水設備工事責任技術者の責務(規程第12条関係)	- 6 -
(3) 愛知県下水道協会への報告(規程第13条関係)	- 6 -
4 排水設備指定工事店指定申請書等の記入例	- 7 -
(1) 排水設備指定工事店指定申請書(第1号様式)	- 7 -
(2) 誓約書(第2号様式)	- 9 -
(3) 責任技術者名簿(第3号様式)	- 10 -
(4) 事業所の付近見取図(第4号様式)	- 11 -
(5) 機械器具調書(第5号様式)	- 12 -
(6) 排水設備指定工事店証再交付申請書(第7号様式)	- 13 -
(7) 排水設備指定工事店廃止休止再開届(第8号様式)	- 14 -
(8) 排水設備指定工事店変更届(第9号様式)	- 15 -

【資料】

春日井市下水道条例〔昭和43年3月30日 条例第8号〕

春日井市下水道条例施行規程〔平成28年4月1日 上下水道事業管理規程第1号〕

春日井市排水設備指定工事店規程〔平成28年4月1日 上下水道事業管理規程第2号〕

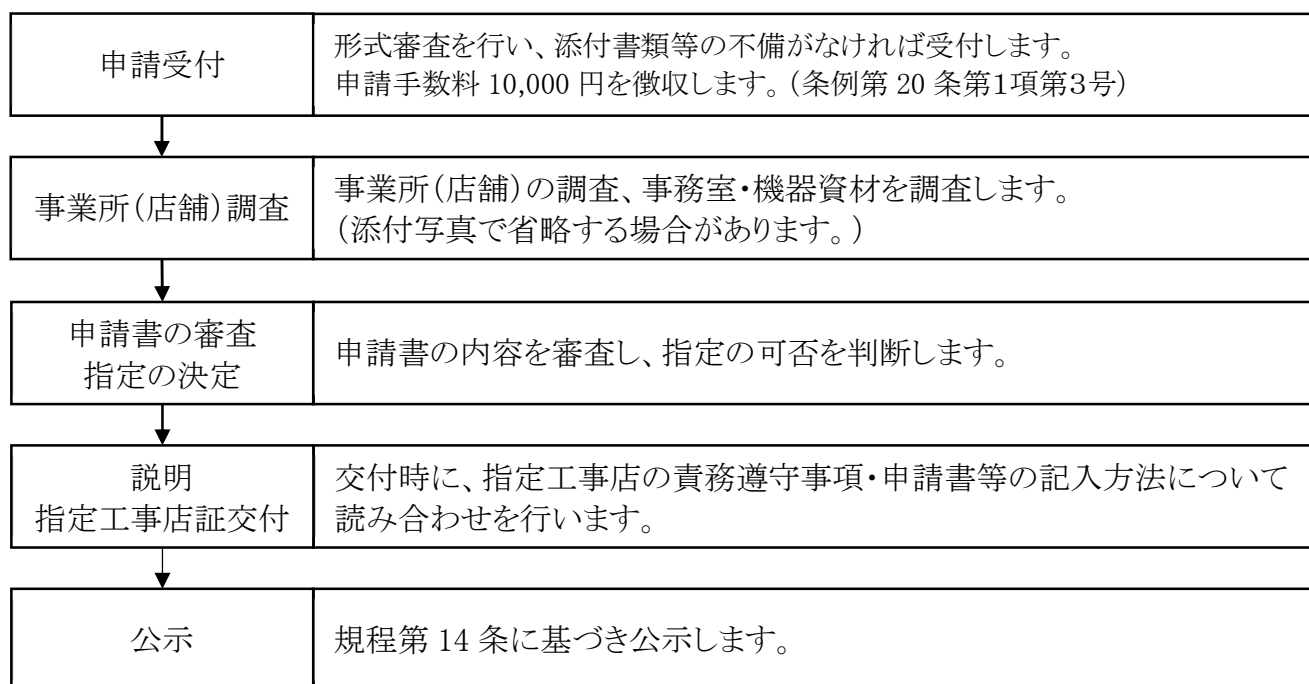
この冊子で使用する法令等の略称については、次の表を参照してください。

略 称	名 称
条 例	春日井市下水道条例〔昭和43年3月30日 条例第8号〕
規 程	春日井市排水設備指定工事店規程〔平成28年4月1日 上下水道事業管理規程第2号〕

1 排水設備指定工事店

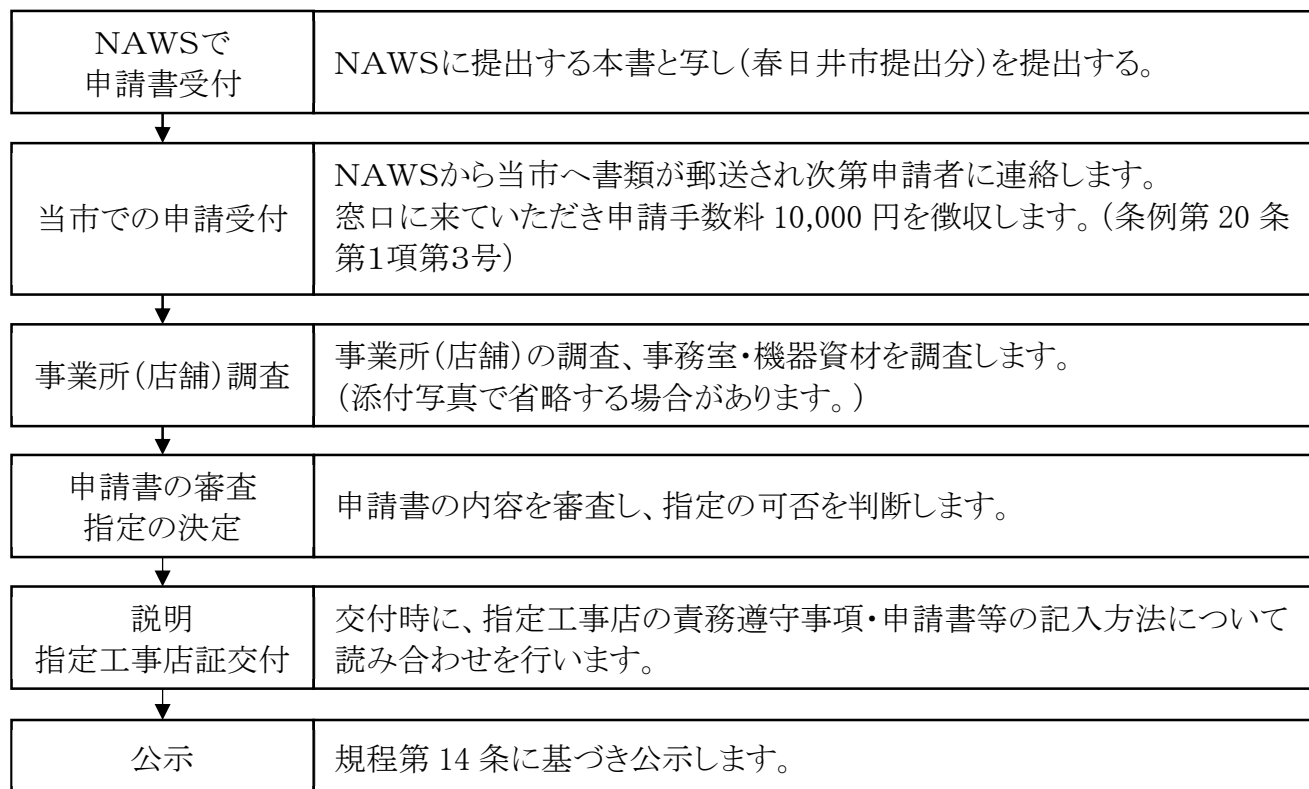
(1) 申請から指定までの流れ

ア 直接当市に申請した場合



※申請書類の事前審査のみ郵送等を認めております。

イ 直接または郵送で名古屋市上下水道総合サービス株式会社協会事務局分室(以下、「NAWS」という。)に提出した場合



※直接当市に申請した場合よりも指定までの期間を要します。

(2) 申請の受付

申請は随時受け付けていますが、指定工事店（工事業者）として指定する日は、その月の 20 日までに当市で申請を受け付けたものについて、指定開始日は翌月の 1 日となります。その月の 20 日以降に受け付けた場合は、指定開始日が翌々月の 1 日となります。

更新の場合も新規申請と同様にその都度、審査を行い更新の可否を判断します。このため、指定満了日の 10 日前までには手続きをしてください。

(3) 指定の注意点（規程第 3 条関係）

指定工事店は、規程第 3 条に定める指定の基準をもとに指定します。その中で、特に次のことに注意してください。

ア 排水設備工事責任技術者（以下、「責任技術者」という）を選任していること。

イ 責任技術者の兼任は、同一事業者内かつ県内の事業所での兼任に限ります。別事業者との兼任、あるいは同一事業者内であっても愛知県外の事業所との兼任は認められません。

ウ 規程第 3 条第 1 項第 4 号オの相当の理由について

（ア）申請後の現地調査の際、機械器具調書等に記載されている内容に虚偽が記載されている場合。

（イ）暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者が経営又は運営に携わっていると認められるとき。

(4) 指定工事店更新の注意事項

ア 直接当市に提出した場合、申請時に指定更新手数料 7,000 円を徴収します。

イ NAWs へ直接または郵送で提出した場合、当市へ書類が郵送され次第、申請者に連絡します。その後、窓口に来ていただき申請手数料 7,000 円を徴収します。（条例第 20 条第 1 項第 4 号）申請手数料を支払後、書類手続きを開始いたします。

ウ 指定工事店の指定有効期間を過ぎた場合は、新規登録扱いとなります。なお、受付は有効期間末が閉庁日にあたる場合は、その直前の開庁日までとなります。

エ 規程第 3 条第 1 項第 4 号に該当する場合は、更新を行わない場合があります。特に、排水設備工事が完了しても完了検査を受けない、または完了検査の結果不完全と認められたにも関わらず改修を行わないなどは不切実な行為とみなします。

(5) 指定工事店証（規程第 5 条関係）

指定工事店証は、事業所内の見やすい場所に掲げなければならないと定められています。金庫等で保管するなどしないようにしてください。

(6) 指定申請の方法・添付書類

※証明書は、交付されてから3ヶ月以内のものを添付してください。

添付書類	注意事項
(1)排水設備指定工事店指定申請書（第1号様式）	・新規、更新のいずれかに○を記入してください。 ・申請者欄は記名可（押印不要）
(2)誓約書（第2号様式）	・「代表者の氏名」の部分がご本人の署名（自署）である場合は押印不要となります。スタンプ等による記名の場合は代表者印を押印してください。 ・第1号様式の申請者と誓約書の申請者の氏名又は名称、住所及び代表者の氏名は同一にしてください。
(3)定款の写し	・法人の場合に限る
(4)登記事項証明書	・履歴事項全部証明書 法人のみ
(5)住民票の写し	・個人事業主のみ
(6)責任技術者名簿（第3号様式）	・採用を予定している者を含む ※兼任している場合、兼務状況欄に✓印を付ける。
(7)責任技術者証の写し	・愛知県下水道協会交付の排水設備工事統一責任技術者証（有効期限内であること） ・採用を予定している者を含みます。 ※責任技術者名簿に記載がある者のみ添付。
(8)事業所付近の見取図（第4号様式）	・事業所の付近見取図を記載し、事業所の場所を明確にしてください。 ・住宅地図等のコピーを貼り付けて可。 ・最寄りの公共交通機関及びその駅等並びに最寄りの駅からの所要時間を記入してください。 ・現地訪問や所在地確認のため用いますので、最寄り駅、交差点名、施設名、道路名等、目印となる目標物及び方位を記入してください。 ・事業所所在地と資材置場等が異なる場合は、資材置場等の面図及び付近見取図を作成し、添付してください。
(9)事業所等の写真	・外観が分かる写真を添付してください。 ・看板等、営業の実態が確認できるものが写るようにしてください。 ・倉庫や土場を保有している場合は、営業の実態が確認できる写真を添付してください。（倉庫は外観及び中の写真、土場は全景写真） ・デジタルカメラで撮影したものを印刷したもので可です。
(10)機械器具調書（第5号様式）	以下の区分に応じてご記入ください。 ・管の切断用の機械器具・管の加工用の機械器具・接合用の機械器具・測量用の機械器具・掘削用の機械器具 （レンタルの機械器具は記載しないでください。）
(11)前各号に定めるもののほか、市町が必要と認める書類	

※NAWSへ提出される場合、添付書類(1)～(10)は本書1部とその写し（春日井市提出分）が必要です。ただし、(3)と(7)は本書がないため、すべてに写しが必要です。

※(11)は本書1部を上下水道業務課に直接持参するか郵送してください。

(7) 商号等の変更（規程第9条関係）

排水設備指定工事店指定申請書に記した事項に変更があった場合は、30 日以内に変更事項を証明する書類を添付して提出してください。（手数料不要）

添付書類

届出の種類			変更届	登記事項 証明書	定款の 写し	写真	住民票の 写し	誓約書	指定証 返納
指 定 事 項 の 変 更 （ 第 9 号 様 式 ）	組織変更	有限→株式等、法人格 の同一性が維持される 組織変更	○	○	○				○
		個人→法人/法人→個人	廃止して新規指定						
	氏名・名称変更	法人（商号の変更）	○	○	○				○
		個人（婚姻による氏名 の変更等）	○				○		○
		個人（屋号の変更）	○						○
	代表者変更	法人	○	○				○	○
		個人（親→子等の代替 わり）	廃止して新規指定						
	住所変更	法人	○	○		○			○
		個人	○			○	○		○
		事業場の付近見取図（共通）							
	住居表示変更	法人	○	○					
		個人	○				○		
		登記事項証明書/住民票の写しの代わりに住居表示変更証明書も可							
	電話 FAX番号 電子メール	共通	○						
	責任技術者の増 減	共通	○						
責任技術者名簿 責任技術者証の写し（新たに増員した者）									
指定証再交付	共通							○（紛失 は不要）	
		再交付申請書（第7号様式）							
廃止・休止・再開	共通							○（再開 は不要）	
		廃止・休止・再開届（第8号様式）							

(8) 届出義務（規程第9条関係）

指定工事店の営業に関わること、または指定工事店として申請した内容及び責任技術者について変更等が生じた場合は、所定の様式で届け出てください。

また、第9条第3号の規定のとおり、工事事業者（法人の場合は、その代表者）が規程第3条第1項第4号ア又はイ（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）に該当するに至った場合は届け出てください。

(9) 排水設備指定工事店の責務及び遵守事項（規程第8条関係）

下水道に関する法令、条例及び規程をよく理解し、定められた事項を遵守してください。

特に、排水設備工事が不完全であると認められたときは、速やかに改修を行ってください。

(10) 指定の取消等（規程第10条関係）

規程第10条に定められた事項に該当するときは、指定を取り消すことがありますので、規程をよく確認し、十分に注意してください。

第10条 市長は、指定工事店が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことがある。

- (1) 第3条第1項各号の指定基準に適合しなくなったとき。
- (2) 条例又はこの規程に違反したとき。
- (3) 業務に関し不誠実な行為がある等市長が指定工事店として不適当と認めたとき。

2 申請書の提出先等

(1) 提出先・問い合わせ

ア 当市に直接申請する場合

春日井市上下水道部上下水道業務課排水設備担当（春日井市役所本庁舎 8F）

TEL：0568-85-6418

イ 直接または郵送で N A W S に申請する場合

〒456-0053 名古屋市熱田区一番三丁目 2 番 44 号

名古屋市上下水道総合サービス株式会社 協会事務局分室

TEL：052-228-2611

(2) 申請書の配布

市のホームページからダウンロードしてください。

春日井市役所ホームページ (<http://www.city.kasugai.lg.jp/>)

「くらし・手続き」→「上下水道」→「5 申請様式等ダウンロード」

→「4 給水・排水指定工事店指定申請等」→「春日井市排水設備指定工事店指定申請」の順にクリックしてください。

3 排水設備工事責任技術者について

(1) 排水設備工事責任技術者の登録

令和 2 年 4 月から、責任技術者の登録は、愛知県下水道協会が県下統一で、登録・管理されることになりました。届出の様式は、中部地方下水道協会のホームページからダウンロードし、愛知県下水道協会宛に提出してください。

ア 中部地方下水道協会ホームページ(<http://www.jswa-chubu.jp/>)→ お知らせ→ 県協会より 愛知県排水設備工事責任技術者に関するお知らせ → 責任技術者各種届出

イ 提出先・問い合わせ

〒456-0053 名古屋市熱田区一番三丁目 2 番 44 号（名古屋市上下水道総合サービス株式会社 内）

愛知県下水道協会 愛知県排水設備工事責任技術者試験等運営委員会事務局分室

TEL：052-228-2611

(2) 排水設備工事責任技術者の責務（規程第 12 条関係）

下水道に関する法令、条例及び管理規程その他市長が定めるところに従って排水設備工事を行ってください。

また、工事にあたっては愛知県下水道協会交付の排水設備工事責任技術者証を常に携帯してください。

(3) 愛知県下水道協会への報告（規程第 13 条関係）

責任技術者が法令等に違反したときや、不誠実な行為や不正等を行った際などには、排水設備工事責任技術者証を交付している愛知県下水道協会にその事実を報告することになります。

これにより、令和元年以前は処罰等を各市町単位で執行していましたが、今後は愛知県下水道協会が罰則等の措置を執行します。このため、責任技術者登録の取消又は一時停止等の措置がとられた場合、県内での工事施工ができなくなる事態が想定されます。特に留意するようにしてください。

4 排水設備指定工事店指定申請書等の記入例
(1) 排水設備指定工事店指定申請書（第1号様式）

いずれかを○で囲んでください。

新規・更新

第1号様式(第4条関係)

(表)

排水設備指定工事店指定申請書

(宛先)春日井市長

申請日をご記入ください。

年 月 日

申請者 氏名又は名称 } ①
住所又は所在地 }
代表者氏名 }
電話番号 } ②
F A X }
電子メール } ③

春日井市下水道条例第8条の規定による指定工事店の指定を受けたいので、春日井市排水設備指定工事店規程第4条又は第7条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
登記事項証明書に記載されている代表者、取締役、監査役等の役員さまを全てご記入ください。(法人さまのみ)	
事業の範囲	「管工事業」、「排水設備工事業」「下水道工事業」といった排水設備に関する事業を行う者であることが確認できるものをご記入ください。

(裏)

事業所の名称	事業の拠点となる事業所の名称をご記入ください。 例：春日井設備株式会社 中部支店
事業所の所在地	〒 拠点となる事業場の住所をご記入ください。
選任する責任技術者の氏名	責任技術者の登録番号
	選任する責任技術者全員の氏名、登録番号をご記入ください。

① 以下の区分に応じてご記入ください。

・法人さま

登記事項証明書に記載の商号、本店の住所及び代表者氏名

・個人事業主さま

屋号（ない場合は不要）、住民票上の住所、本人の氏名

② ご連絡のつく電話番号、FAX 番号をご記入ください。ご連絡のつく電話番号、FAX 番号とは別に電話番号、FAX 番号が複数ある場合には、併記の上判別できるようにしてください。

例：111-222-3333（連絡用）／111-444-5555（お客様用）／666-777-8888（本店用）

666-999-0000（支店）／123-456-7890（自宅）／123-456-7891（事務所）

③ あればご記入ください。

(2) 誓約書（第2号様式）

第2号様式(第4条関係)

誓 約 書

申請者、その代表者及び役員は、春日井市排水設備指定工事店規程第3条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

誓約日をご記入ください。

年 月 日

「代表者の氏名」の部分はご本人の署名（自署）である場合は押印不要となります。スタンプ等による記名の場合は代表者印を押印してください。

氏名又は名称

申請者 住所又は所在地

代表者氏名

(宛先)春日井市長

(3) 責任技術者名簿（第3号様式）

第3号様式（第4条関係）

以下の区分に応じてご記入ください

- ・法人さま 登記事項証明書に記載の商号
- ・個人さま 屋号（ない場合は不要）、本人の氏名

責任技術者名簿

申請者（氏名又は名称）

年 月 日現在

申請日をご記入ください。

フリガナ 責任技術者の氏名	住所	登録番号	兼務状況
-----	〒		☐
-----	〒		☐
-----	〒		☐
-----	〒		☐
-----	〒		☐
-----	〒		☐
-----	〒		☐

選任している責任技術者全員の氏名・住所・登録番号をご記入ください。

選任する責任技術者が、愛知県内の他の事業所と兼任している場合は、
□の中に✓印をつけてください。
※兼任が認められるのは愛知県内に
ある同一事業者の事業所のみです。

- 注 1 責任技術者は、事業所ごとに1名以上選任する必要があります。
- 2 選任する責任技術者が、愛知県内の事業所について兼任している場合は、「兼務状況」の□の中に✓印をつけてください。
- 責任技術者の兼任は、同一事業者内かつ県内の事業所での兼任に限ります。別事業者との兼任、あるいは同一事業者内であっても愛知県外の事業所との兼任は認められません。

(4) 事業所の付近見取図（第4号様式）

第4号様式(第4条関係)

申請日をご記入ください。

年 月 日

以下の区分に応じてご記入ください

- ・法人さま 登記事項証明書に記載の商号
- ・個人さま 屋号（ない場合は不要）、本人の氏名

申請者 氏名又は名称

事業所の付近見取図

線 駅下車 バス・徒歩 分

最寄りの公共交通機関及びその駅等並びに最寄駅からの所要時間をご記入ください。

- ・事業所の付近見取図を記載し、事業所の場所を明らかにしてください。
- ・住宅地図等のコピーを貼り付けても可。
- ・最寄り駅、交差点名、施設名、道路名等、目印となる目標物及び方位を記入してください。
- ・事業所所在地と資材置場等が異なる場合は、資材置場等の面図及び付近見取図を作成し、添付してください。

注 最寄りの駅から主な目標を入れてわかりやすく記入してください。

第5号様式(第4条関係)

申請日をご記入ください。

- ・法人さま 登記事項証明書に記載の商号
- ・個人さま 屋号（ない場合は不要）、本人の氏名

申請者 氏名又は名称

年 月 日

[illegible]

注 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「測量用の機械器具」、「掘削用の機械器具」の別を記入してください。

(6) 排水設備指定工事店証再交付申請書（第7号様式）

第7号様式(第5条関係)

排水設備指定工事店証再交付申請書

(宛先)春日井市長

以下の区分に応じてご記入ください。

- ・法人さま 登記事項証明書に記載の商号
- ・個人さま 屋号（ない場合は不要）、本人の氏名

申請日をご記入ください。

年 月 日

申請者 氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の氏名

春日井市排水設備指定工事店証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 指定番号 第

号

指定店番号をご記入ください。

2 申請の理由

再交付を申請する理由（例：汚損した・引っ越しの際に紛失した）をご記入ください。

(7) 排水設備指定工事店廃止休止再開届（第8号様式）

第8号様式(第9条関係)

排水設備指定工事店 廃止 休止 再開 届

(宛先)春日井市長

申請日をご記入ください。

年 月 日

廃止、休止、再開のいずれかに○を記入してください。

春日井市排水設備指定工事店規程第9条第1項の規定に基づき、春日井市排水設備指

定工事店の 廃止

の 休止 の届出をします。

再開

廃止、休止、再開のいずれかに○を記入してください。

フリガナ 氏名又は名称	①	①以下の区分に応じてご記入ください ・法人さま 登記事項証明書に記載の商号 ・個人さま 屋号（ない場合は不要）、本人の氏名
住所又は所在地	①	
フリガナ 代表者氏名	①	
(廃止・休止・再開) の年月日	指定を廃止し、休止し、又は再開する日をご記入ください。	
(廃止・休止・再開) の理由	理由をご記入ください。 例 廃止の場合：廃業したため 責任技術者が不在となったため 休止の場合：長期入院のため 再開の場合：病気が完治したため	

※ 廃止、休止の場合には春日井市排水設備指定工事店証をご返納ください。紛失等により返納ができない場合には、理由欄に返納のできない理由も明記してください。後日、確認のためにお電話させていただく場合があります。

(8) 排水設備指定工事店変更届 (第9号様式)

第9号様式(第9条関係)

排水設備指定工事店変更届

年 月 日

申請日をご記入ください。

(宛先) 春日井市長

春日井市排水設備指定工事店規程第9条第2項の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	以下の区分に応じてご記入ください ・法人さま 登記事項証明書に記載の商号 ・個人さま 屋号（ない場合は不要）、本人の氏名		
住所又は所在地			
フリガナ 代表者氏名			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
	変更に係る事項に応じてご記入ください。変更に係る事項は次のとおりです ・組織形態の変更（例：合資会社→株式会社）※ ・法人における役員の変更 ・名称の変更（例：社名変更、個人事業主の氏の変更）※ ・責任技術者の異動（責任技術者の選任、解任、交代） ・事業所の移転・住居表示の変更 ・電話番号、FAX 番号、電子メールアドレスの変更 ※ 個人から法人、法人から個人の変更や、会社の合併により別法人となる場合、個人事業主さまの代替わり（例：親→子）については、一旦現在の指定を廃止し、指定を取り直していただく必要があります。 注 変更に係る事項によって、添付書類が異なります。後日、確認のためにお電話させていただく場合がありますので、ご承知おきください。		

排水設備指定工事店指定登録等申請の手引書
－第10版－

令和7年4月

問い合わせ先 春日井市上下水道部上下水道業務課 排水設備担当
〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地
TEL: (0568)85-6348、6418
FAX: (0568)85-6258
e-mail: suigyo@city.kasugai.lg.jp

春日井市排水設備指定工事店登録等申請の手引書変更点（令和7年4月1日～）

ページ番号	新	旧	備考
P. 2	(3) ア 排水設備工事責任技術者（以下、「責任技術者」という）を選任していること。	(3) ア 排水設備工事責任技術者（以下、「責任技術者」という）が1人以上専属していること。	修正
P. 2	(3) イ 責任技術者の兼任は、同一事業者内かつ県内の事業所での兼任に限ります。別事業者との兼任、あるいは同一事業者内であっても愛知県外の事業所との兼任は認められません。	(3) イ アルバイト、臨時・派遣社員、他社の身分を併せ持つ人は、非専属の責任技術者となります。また、同じ会社においても事業所ごとに指定工事店の指定をしていますので、それぞれの事業所ごとに専属の責任技術者を配置してください。	修正
P. 3	(6) ※兼任している場合、兼務状況欄に✓印を付ける。		加筆
P. 3	(7) ※責任技術者名簿に記載がある者のみ添付。		加筆
P. 3	(9) ・倉庫や土場を保有している場合は、営業の実態が確認できる写真を添付してください。（倉庫は外観及び中の写真、土場は全景写真）		加筆
P. 7～P. 8	(1) 排水設備指定工事店指定申請書（第1号様式）	(1) 排水設備指定工事店指定申請書（第1号様式）	変更
P. 9	(2) 誓約書（第2号様式） 記入例 誓約日をご記入ください	(2) 誓約書（第2号様式） 記入例 申請日をご記入ください	変更
P. 10	(3) 責任技術者名簿（第3号様式）	(3) 責任技術者名簿（第3号様式）	変更